

公益社団法人浜松霊苑 役員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人浜松霊苑定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号の規定に照らし、報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費、通勤費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支払方法)

第3条 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員の報酬は、毎月一定の定まった日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その翌日に支給する。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤役員の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別

表「常勤役員の報酬月額表」に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 非常勤役員の報酬は、日額5,000円を支給するものとする。

(通勤手当)

第6条 役員に通勤手当を支給する場合には、1km当たり30円とする。また、旅費交通費(電車賃等)については実費とする。

(費用)

第7条 役員が職務の執行に当たって負担した費用については、当該役員の請求により支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

(日割計算)

第8条 新たに役員になった者には、その日から報酬(通勤手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

別表「常勤役員の報酬月額表」

号	報酬月額
第1号	150,000円
第2号	200,000円
第3号	250,000円
第4号	300,000円
第5号	350,000円
第6号	400,000円
第7号	450,000円
第8号	500,000円
第9号	550,000円
第10号	600,000円
第11号	650,000円
第12号	700,000円
第13号	750,000円
第14号	800,000円
第15号	850,000円